

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第62号 2021年12月10日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

第8回策定委員会に、都市計画マスタープラン（素案）提案 12月に市民説明会とパブコメ実施

都市計画マスタープラン（素案）

市民説明会と意見募集（パブコメ）

市民説明会（説明と質疑）

12月22日午後7時～8時30分 宮地楽器小ホール
12月25日午後2時～3時30分 萌え木ホール
12月26日午後2時～3時30分 マロンホール
同日、同じ会場でパネル展示と意見交換の場を設けるとしています。

パブコメ 意見募集期間

12月15日から2022年1月14日まで

マスタープラン素案（ページ数88ページ）は、市のホームページ、市役所・公民館などにあります。

道路市民の会は、10月25日、都市計画マスタープラン中間報告（案）の都市計画道路に関する記事に関して西岡市長に申入れをおこないました。
都市計画マスタープラン中間報告（案）には、市内すべての都市計画道路の「整備を計画的に進める」

と記載されていることから、東京都に事業推進でなく、「道路計画は、はげと野川の自然に影響を与える」「慎重な対応を要望する」との記載を書き加えることを要望しました。



第8回都市計画マスタープラン策定委員会が、11月24日開かれ、マスタープラン（素案）が小金井市提案されました。これは、第5回委員会では提案された中間報告（案）に対して委員会での議論、パブコメでの意見などを踏まえて修正されたものです。

この素案は、市内の都市計画道路について、「見直すべきものは見直しとともに必要に応じて、市は課題解決に向けた対応を東京都に要望」とともに「必要道路整備を計画的に進めます」と記載しています。

「コラム 優先整備路線について」で、市民からパブコメ、市議会で見直しや決議が可決、市長が都知事に考え方を伝えて要望書を提出したと書かれています。

しかし、ここには、市議会の意見書や市長の要望の内容が詳しい書かれていないので、その内容について一切触れていないので、内容を知らない人にとって、何のこともわからない記載になっています。

火災時に延焼遮断帯になるの？ 災害時に緊急輸送道路になるの？

第8回都市計画マスタープラン策定委員会では、幅員18m、16mの道路が災害時に延焼遮断帯にならないのではという意見が出され、マスタープランには、少なくとも「延焼遮断帯には役立たない」という見解もあることを記載すべきではとの提案がされました。

また、他の委員から、確かに糸魚川火災に見られるように、飛び火となった場合には、難しいが、小金井は糸魚川と違って、瓦屋根なので効果はあるという主旨の見解が表明されました。

この時の緊急車両の走行状況を分析した論文にも、当日は緊急車両でも都道や国道で時速10kmから14kmと記されています。（「首都直下自身発生時に想定される緊急対応車両の走行状況の推定」（こうえいフォーラム第21号）より）

また、都市計画道路は緊急避難道路として必要との意見もありますが、東日本大震災の時は、都内の幹線道路は大渋滞でした。

後日、市内在住の防災問題専門家に尋ねたところ、「瓦屋根が火災を防げるといふことは無い。瓦は1枚ごとに重ねているので隙間があり、火の粉は防げない」ということでした。

小金井市では、第8回策定委員会でも出された意見・修正提案などを踏まえて、再度検討したうえで、説明会を開催し、パブリックコメントで意見募集を行うとし、その日程を明らかにしました。

「市民の会」のホームページ ⇒ [小金井道路市民の会](https://koganeiroad.jimdo.com/) <https://koganeiroad.jimdo.com/>

「市民の会」のフェイスブック ⇒ [都市計画道路を考える小金井市民の会](#)

都市計画マスタープラン（素案）の都市計画道路に関する部分（一部）

11月24日に開催された第8回都市計画マスタープラン策定委員会に提案された都市計画マスタープラン（素案）のなかの「道路・交通の方針」から都市計画道路について記載された部分を掲載します。この「素案」は、第5回策定委員会で提案された「中間報告（案）」を修正して提案されたものです。

第8回策定委員会で議論され、委員から様々な意見が提案されたため、それらの意見を踏まえてさらに修正されることがあります。

（1）都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備

① 都市計画道路の整備方針

- ・東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。
- ・今後、長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して都市計画道路の検証を行い、見直すべきものは見直すとともに、必要に応じて、市は課題解決に向けた対応を東京都に要望します。

●広域幹線道路の整備

- ・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- ・広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、延焼遮断帯の形成・緊急物資の輸送・がれき処理の円滑化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境の形成などの効果が期待できることから、未完成区間については、東京都に整備推進を要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮することを要望します。
- ・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境を形成することを要望します。

都市計画道路 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
 都市計画道路 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
 都市計画道路 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

●幹線道路の整備

- ・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の都市計画道路を幹線道路と位置付けます。
- ・幹線道路は、地域交通を円滑に処理するとともに、延焼遮断帯の形成・避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間の効果が期待されることから、未完成区間については、必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線については、丁寧な対応を東京都に要望します。
- ・事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、自然環境・景観などに配慮します。
- ・安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成を進めます。

都市計画道路 3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】
 都市計画道路 3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】
 都市計画道路 3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】
 都市計画道路 3・4・8号線（新小金井久留米線）
 都市計画道路 3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】
 都市計画道路 3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】
 都市計画道路 3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通りなど】
 都市計画道路 3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通りなど】
 都市計画道路 3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道など】
 都市計画道路 3・4・15号線（府中国分寺線）
 都市計画道路 3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地藏通りなど】

都市計画マスタープラン（素案）の都市計画道路に関する部分（続き）

【コラム】 優先整備路線について

東京都と特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月策定）の中で、都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を選定しています。これを優先整備路線といいます。

本方針においては、未着手の都市計画道路を対象に、道路整備の基本目標を踏まえ今後も必要な都市計画道路なのかどうかの検証（将来都市計画道路ネットワークの検証）が行われ、小金井市域では東京都施行の優先整備路線として都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・1号線外の2路線を選定しています。

2つの優先整備路線については、これまで市民の方々から環境に対する影響などを懸念する多くのご意見をパブリックコメント等でいただいております、また、市議会でも意見書や決議が可決されています。

これらを踏まえ、市では、2つの優先整備路線について、市民の方々の関心が高く、様々なご意見が寄せられていることから、今後の道路整備に対する考え方の参考とするために、アンケートを実施しました。

また、市長より東京都知事に対して、事業に関する考え方を直接伝えるとともに、市民への周知や事業の進め方について要望書を提出しています。

QRコード
(市の2路線
HP)

詳しい経過はホームページをご覧ください。

小金井の都市計画道路



出所：小金井市都市計画マスタープラン（素案）

道路住民運動・全国交流集会

「自動車優先のインフラ整備ではなく、公共施設・保育園。学校などの充実を」 奈良女子大・中山教授が講演

「道路計画と向き合う、『キホン』」

長谷川茂雄さんの基調報告から

A 「知る、学ぶ、闘う」三原則

- ◆全体と個別事象を総合的に判断する。
- ◆一面的に捉えない・・・一点突破主義では止められない。
- ◆あらゆる機会を活かして学び、相手側の必要論には120%反論する。
- ◆一人で無く、みんなで進む。
- ◆自分たちの土俵で闘う。先手必勝。対処療法では止められない。

B 国民（住民）が主人公＝憲法&地方自治法の体現

- ◆行政に課されていることは、「説明責任」+「継続性」
- ◆考え方の基本は憲法と地方自治法
 - ・国民主権、・財産権、・幸福追求権、・基本的生存権
 - ・住民の福祉の向上と命、住民の財産を守る

C 権利者がカギを握る

- ◆権利者が土地を手放すかどうか全てを決する。
- ◆権利者が土地を手放すかどうか全てを決する。
 - *道路が「必要」か「不要」かは、住民が決めるということ。
- ◆（プラス）沿道住民&市民の組織で「力」関係を変える。
 - 「正義は多数でなければ勝てない」（板井優：有明訴訟弁護団長）

D リーダー（運動団体）の心得

- ◆振る舞い方を多くの住民が見ている・・・説明会での演説は逆効果
- ◆予断を持たない・・・A=aとは限らない
 - ・・・訴訟しないことは他言しなくともよい
- ◆事業者と一致することはない・・・立場が違う
- ◆社会的道義（ルール）を守る・・・鼻だしまスク&アゴマスクは×
- ◆「・・・べき論」だけでは進まない
 - ・・・パブコメやアンケートをどう捉えるか
- ◆強行作戦も視野に入れるべき
 - ・・・収用法説明会、他の説明会のボイコット作戦も想定すべき

道路住民運動全国連の第46回全国交流集会在11月14日、国分寺の東京経済大学で開催されました。

長谷川茂雄全国連事務局長から「岸田流『デジタルで都市国家構想』で公共事業Ⅱ道路は変わるか」と題して基調報告が行なわれ、国交省の公共事業が1・2倍となり、三環状道路の予算も22%増、岸田内閣でつくられた委員会のメンバーを見ても、従来の路線から変わることはないと言指摘しました。また、住民運動を進

めるうえで大事なことで、「道路計画と向き合う、『キホン』」を提起しました。

（左の囲み枠記載）

奈良女子大学の中山徹教授（都市計画学）は「人口減少時代のまちづくり」と題して記念講演を行いました。

中山さんからは、「今、何が争点になっているのか」と問題提起し、以下のような話をされました。出生率がどんどん下がって、日本

の人口は急ピッチで減少していることを総務省の資料・グラフをもとに説明、現在の状況では22世紀初めには、5000万人になると指摘、出生率が回復したとしても、1億2000万人の現在の人口が今世紀末には9000万人で、30%人口減と予想されているになる。

こういふ状況で、現在の自動車優先のインフラ整備を進める一方、公共施設の不足と未整備、保育園は学校の不足などをそのままにしてよいのかと指摘しました。

また、政府が人口減少の対応にやるうとしていのは、市街地の減少、公共施設の統廃合など集中と縮小、民間主導。郊外を切り捨て、都心の再開発は人口減少の日本では失敗に終わる。

一町を縮小するのではなく、人口減少で生まれた空間を公共施設水準の向上に充てること、公園、歩道、高齢者施設などが必要と指摘しました。

一歩行者・自転車・公共交通を重視した政策がヨーロッパでは進んでいる。公共交通の無償化は100以上の都市でおこなわれている。

一公共交通を無償にするのは赤字が増えると思っている人が多いが、高齢者が自由に移動できるように整備していくと、介護保険への負担が減る、医療費の負担が減る効果がある。歩行空間を歩きやすくする、自転車移動しやすくするのは、街の活性化につながる。

一部分的な対策だけでなく、まちづくりの大きな方向性を示すことが必要になっている。

12月の市議会で3議員質問

市議会第4回定例会で、都市計画道路に関して、田湯議員、古畑議員、坂井議員がマスタープランや都の環境調査に関して質問を行いました。（質疑は市議会Youtubeで見られます）

北多摩南部建設事務所が

環境概況調査結果を報告

北南建が昨年二月から今年七月にかけて実施した環境調査のあらましを市内全戸にチラシとして配布したようですが、報告書の詳細抜粋をホームページに公表しました。